

新発見の「紺木綿地革札付羽織 (こんもめんじかわざねつきはおり)」の制作年代と用途に関する一考察

A study on the date and the usage of the new-found
"Dark blue cotton haori coat with small leather scales"

長崎巖

Iwao NAGASAKI

はじめに

最近その存在が知られたばかりの本作品 (図 1・2) は、羽織形の外形をなし、表地と裏地に木綿を使用して袷仕立てとし、更に表地には、亀甲型に切り出して漆を塗布した革製の小札 (こざね) をほぼ隙間なく縫い付けている。

鎧下着やマンチラには、革の小札や鎖などを表地と裏地の間に縫い込んだものがしばしば見られるが (註 1)、陣羽織においては、そうした事例が見られないだけでなく、この作品のように防御用の小札を羽織の表面に縫い付けたものも、管見の限り見当たらない (註 2)。

こうしたことから、本作品を「陣羽織」と呼ぶことは適切ではないと考えられるが、形状が一般に「羽織形陣羽織」と呼ばれるものに類似している点において、この作品はその存在自体に多くの謎を含んでいる。そこで本稿では、本作品の内容につき詳細に調査した結果の報告と、それに基づく本作品の制作年代の推定、及び用途や服飾史における本作品の存在意味について考察したところを述べることにする。なお、本作品の名称ともなっている「はおり」、及び本論文中にしばしば登場する「どうぶく」という言葉については、後述のように、時代により

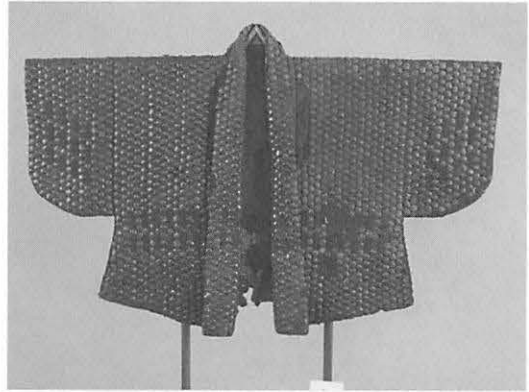


図 1

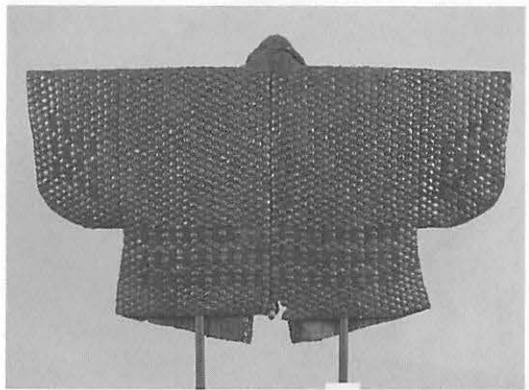


図 2

いくつかの表記があり、それぞれの表記がそれぞれの時代においては、それなりの存在意味を持っている。しかし本論文中では、これらふたつの言葉については、現在、日本染織史、服装史研究の研究者の間で一般的に使用されている「羽織」「胴服」の表記を用いる。

品質・形状・仕立て

羽織の外形は、後身頃と左右の前身頃、両袖と襟からなる。袖は小袖仕立てで、袂を付け袖口を小さく開け、袂のかどを丸く作る。衿はなく、襟が身頃に直接縫い付けられている。襟は

首回りから前身頃下部に至るが、前身頃が脇から襟付け部分に向かってやや前下がりに仕立てられているのに対し、襟の下部は水平に仕立てられている。また後身頃の丈が前身頃の丈より短く仕立てられている(図1・2)。

表地と裏地は藍で紺に染めた木綿。間に自然色の麻裂を芯として挟み、表面に黒漆が塗布された牛革または馬革と推測される革製の亀甲形(六角形)の小札を表地に縫い付けるが(図3)、小札を止め付ける紺木綿の糸は、表地と麻の芯をまとめて縫い通す(図4)。

亀甲形(六角形)小札は、現状で破損したものも含め3863個が現存するが、欠失した痕跡が残る75個分を加えると総計3938個に及ぶ。また身頃と襟の縫い合わせ部分や裾・脇の部分等には、必要に応じて亀甲形を半切したものが縫いつけられており(図5)、その数は、破損したものも含めて現存するものは172個、欠失したことが明らかでない57個分を加えると229個を数える(表1)。

小札は、中央をなだらかに膨らませ、角の六箇所を表地と芯地に縫いとめるが、糸はZ撚りの紺の木綿糸である(図5)。

なお、麻芯が表と裏の木綿地の間に挟みこまれているのは、伸縮しやすい木綿が、革札を縫

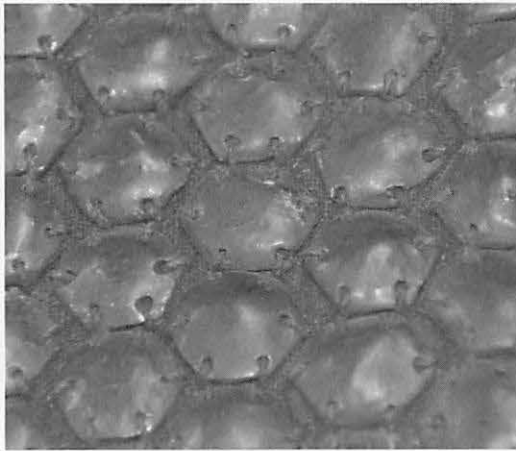


図 3

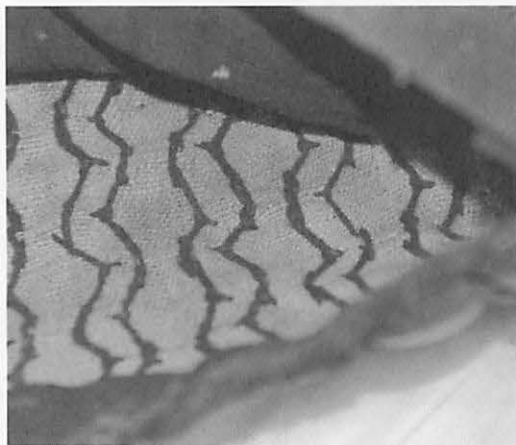


図 4

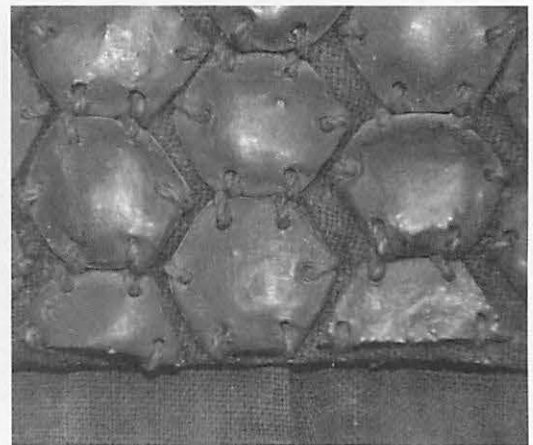


図 5

表 1 小札集計表 (単位個)

部位	全形				半形				部位小計
	縫付	なし	欠損	破損	縫付	なし	欠損	破損	
右後身頃	637	54	6	5	23	0	4	0	702.5
左後身頃	628	54	2	0	31	5	5	0	700.0
右前身頃	511	49	0	2	24	8	14	2	576.0
左前身頃	524	49	33	5	22	4	7	1	586.0
右袖後	227	24	7	0	13	0	9	0	257.5
左袖後	226	24	0	1	13	0	0	0	256.5
右袖前	227	24	0	5	12	0	2	0	257.0
左袖前	223	24	16	5	13	0	14	0	253.5
右襟	305	12	6	18	7	0	1	1	320.5
左襟	308	12	5	6	8	0	1	2	324.0
合計	3816	326	75	47	166	17	57	6	4233.5

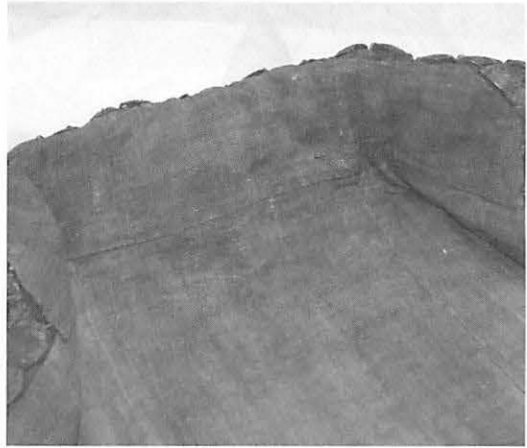


図 7

い付けの際に縫い糸に引っ張られて配置が不規則にならないように、また小札を固定する木綿の縫い糸をきつく引き絞り、硬く固定できるように、と考慮してのことと考えられる。これは結果として、装着しての移動や不意の戦闘行為に際し、小札が微塵も動くことなく、しっかりと固定されていることをもたらし、防御という実用面でも重要な役割を果たすことになる。



図 6

襟は、身頃及び裏地と近似する紺木綿の生地を、身頃同様麻地を挟んで毛抜き合わせに縫い合わせるが、身頃とは異なり、首に直接当たる部分を除き、表地側ではなく裏地側に小札を縫い付けている（図 6）。これは襟の裏側を表側に折り返して装着するためである。

襟は、首に当たる部分のみ、半分を表に返して折り、それより下の部分は自然に裏地全体を表に折り返して着用する（図 1）。これに対応して襟の小札は、首付近では、首に当たる部分を台形に避け、それより下部の外向きに折り返された部分では襟全体に縫い付けられている。また首に当たる部分には、更に首の保護のために共裂を同じく台形に切り出して縫い重ねている（図 7）。

一方、襟を表に返したときその下に隠れる襟の本来の表側は、小札を縫い付けず、木綿地のままとしている（図 6）。また、両前身頃の襟付け上部にも小札を縫い付けず、台形に木綿地のままとしている部分が見られ（図 8）、この部分は襟を折り返した時に、襟が首の丸味に馴染みやすいよう、小札を意図的に縫い付けなかったと推測される。

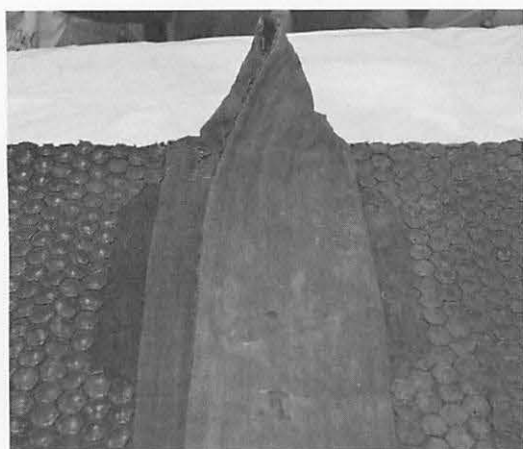


図 8



図 9

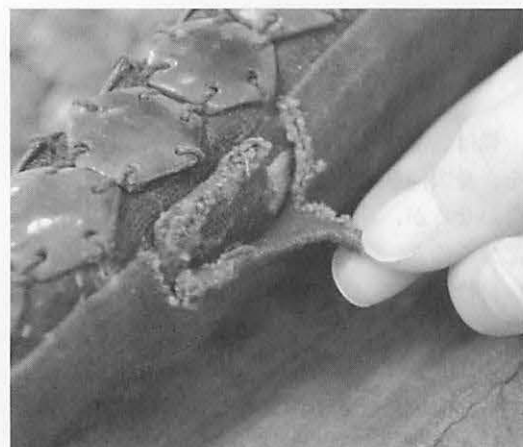


図 10



図 11

左前身頃中央の襟付け部分の裏地側に、表地とほぼ同質の紺木綿の平くけ紐を、麻芯と裏地の間に挟み込むようにして縫い付けている(図9)。右前身頃の同位置には、何物かが挟み込まれていた痕跡があり(図10)、ここにも左の前身頃と同じ紺木綿の平くけ紐が縫い込まれていたと推測できる。

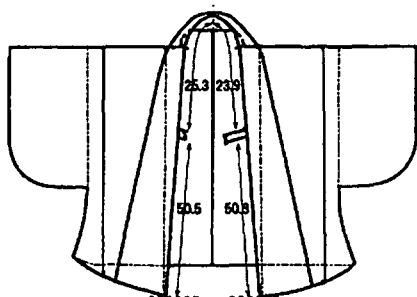
仕立ては基本的に、木綿の表地と裏地の間に麻の芯地を挟み込み、小札は表地(襟では裏地)から麻地に縫い通して綴じ付ける。身頃や襟の端では、麻地を間に配して、表地(襟では裏地)

を内側に少し折り込み、同じく布端を内側に折り込んだ裏地(襟では表地)と毛抜き合わせに縫い合わせる(図11)。麻地の布端の処理については現状では観察できないが、毛抜き合わせの部分でしっかりと縫いとめられているため、裁ち切りである可能性が高い。

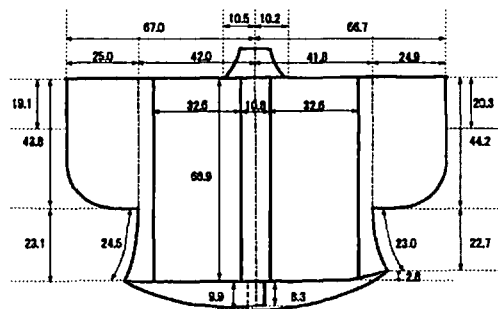
法量

詳細は描き起こし図1～4を参照願いたいですが、ここでは特に本作品の特徴が現れている部分、及び時代判定の基準となる部分の法量を記

新発見の「紺木綿地革札付羽織（こんもめんじかわざねつきはおり）」の制作年代と用途に関する一考察

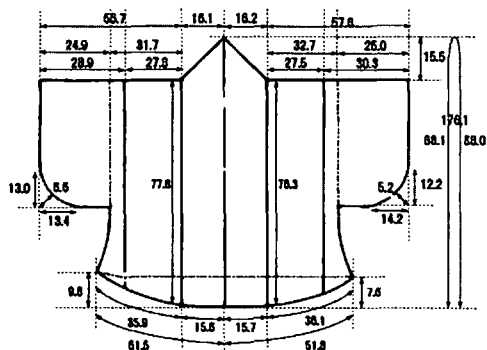


描き起こし図 1 羽織着装時

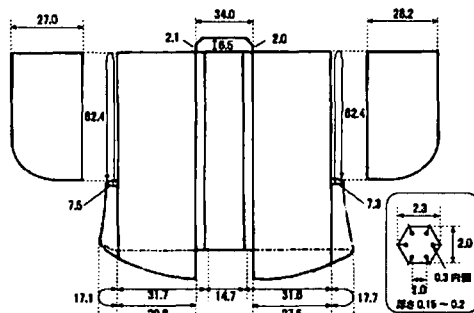


描き起こし図 3 背面

(単位 センチ)



描き起こし図 2 前面



描き起こし図 4 裏地と札

す。本作品は芯として麻が使用されている以外は木綿を用いて仕立てられているが、その用い方にも特徴が見られ、更に使用されている木綿が朝鮮からの輸入品である可能性もあるため、今後の研究に資するようその法量も記す。

表地は、背面では幅 10.8 センチの紺木綿を背中央に配し、左右にこれを挟んで幅 32.6 センチの同じく紺木綿 2 枚を配して後身頃の大半を形成する（描き起こし図 3）。左右に配された生地は、肩山をまたいで前に折り返され、襟部分を切り取り、左右それぞれ幅 27.5 セン

チと幅 28.5 センチを残して前身頃の大半を形成する（描き起こし図 2）。これら左右の裂の外側には更に左右それぞれ幅 30.3 センチ、28.9 センチの紺木綿裂を継いで、肩山をまたいでマチを含む前後身頃の一部分と袖を形成する（描き起こし図 2）。

裏地は、背面では中央に幅 14.7 センチの紺木綿地を挟んで左右にそれぞれ幅 31.6 センチ、幅 31.7 センチの紺木綿を両側に配し、これを肩山で折り返して前身頃の裏地とするが、前身頃では襟付けを配慮して 2 センチほど幅が狭

くなっている(描き起こし図 4)。

身頃の外側の袖裏には、左右それぞれ幅 28.2 センチ、幅 27.0 センチの同生地を肩山で折り返すように配す。またマチの部分は、ワナが脇に来るように二つ折りした紺木綿裂(上方幅 7.3 センチ、下方幅 17, 7 センチ)を身頃裏裂の袖下部分に縫いつないで作る(描き起こし図 4)。

表地裏地とも縫い代の寸法は不明。また芯の麻地も、どのように生地を縫い繋いでいるかは不明。

襟は身頃、袖と同裂または近似の紺木綿裂を二つ折りして表裏とし、肩付近では左右それぞれ幅 16.2 センチ、幅 16.1 センチ、裾付近では幅 15.7 センチ、幅 15.6 センチに仕立てている。

左の胸紐は、先端を欠失しているが、現状で長さ 17.0 センチ、幅 2.3 センチ。右の胸紐を欠損しているが、身頃と襟の間の残存部分から、幅 2.4 センチであったことがわかる。

木綿の生地はこのように縫い繋がれているが、羽織の外形は、後身丈 66.9 センチ、前身丈(左) 76.3 センチ、(右) 77.8 センチ、衿(左) 67.0 センチ、(右) 66.7 センチ、身幅(左) 42.0 センチ、(右) 41.8 センチ、袖幅(左) 25.0 センチ、(右) 24.9 センチ、袖丈(左) 43.8 センチ、(右) 44.2 センチ、袖口(左) 19.1 センチ、(右) 20.3 センチであり、桃山時代から江戸時代初期の胴服(羽織)・羽織形陣羽織に見られる形状に類似する(表 2)。

本作品が胴服や羽織、あるいは陣羽織とどのような関連性を持つのかについては、後述の考察によって判断すべきものと思われるが、ここではひとまず形状が類似する室町時代末期から桃山時代の胴服(羽織と呼ばれることもあった)との比較を通して本作の特徴を把握したい。表 2 は、室町時代末期から桃山時代の胴服の形状と各部の仕様、及び法量を一覧できるようにしたものである(註 3)。

この羽織の形状における特徴は、(1) 袖幅と

身幅(後身幅)の比が、約 1 対 1.68 であること、(2) 後身丈が前身丈に比べて 8.3 ~ 9.9 センチ程度短いこと、(3) 袖口が小袖仕立てになっていること、(4) 襟を表に反して着用する仕立てになっていること、(5) 袖下から裾にマチが設けられていること、(6) 前身頃に共裂の胸紐が付けられていること、である。

本作と共通あるいは類似する形態的特徴を持ついくつかの作品と比較してみると、(1) については、胴服成立初期の様相を示していると考えられる上杉謙信所用とされる作品では、袖幅と身幅(後身幅)の比が 1 対 2.2 のものから、その間に 1 対 2.07、1.97、1.89、1.75、1.52 のものなどを挟んで 1 対 1.46 のものまで幅広く見られる。謙信所用とされる胴服では衽があるものの割合が高く、このことから、胴服の誕生は小袖の流用に端を発すると考えられるが、謙信時代には胴服の形式がいまだ完成していないために、袖幅と身幅の比率もこのように流動的であったと推測される。

これに続く豊臣秀吉所用の作品では、1 対 1.02 のものも 1 点あるが、他の 4 点は 1 対 1.57、1.60、1.66、1.67 と近い値を示し、4 点の平均は 1 対 1.6 である。また徳川家康所用の作品においては、例外的にその比率が 1 対 1.17 のものが 1 点あるほかは、1 対 1.85 のものから、1.7 のもの、1.64 のもの、1.51 のものと、袖幅と身幅の比率が比較的限られた範囲に収まっている。これ等のうち、比率が 1 対 1.85 を示す 2 点は、下賜の状況からほぼ同時期の作と考えられるが(註 4)、長かった家康の活躍期を通じて制作された家康所用の胴服の袖幅と身幅の比率は、平均で 1 対 1.6 を示している。

これらの比率と比較すると、紺木綿地革礼付羽織は、袖幅に対する身幅の比が、約 1 対 1.68 であることから、秀吉の活躍期と家康の活躍期が重なる頃の胴服のそれに近いことが分かる。

(3) の袖口の仕立てについては、上杉謙信所用の胴服に、広袖仕立てと小袖仕立てがほぼ同

じ割合で見られ、しかも初期胴服の特徴と考えられる衽のある胴服にだけでなく、衽を取り去った胴服においても、小袖仕立てが見られること、及び衽のない胴服ではすべてが広袖仕立てであることから、胴服における広袖仕立ては、謙信の時代に着用の実用性から生み出されたものであることが分かる。

しかし続く秀吉の胴服においても、すべての現存遺品が衽を持たない形になっているにも関わらず、小袖仕立てのものが半数あり、秀吉時代には広袖形式が普及しつつあるものの、袖口の仕立てについては試行錯誤がなされていたと想像される。そして家康所用の胴服では、小袖仕立てのものもわずかに見られるが、ほとんどが広袖となる。

こうした袖口の形状の変遷に照らし合わせると、本作品の制作時期は、秀吉活躍期（家康活躍期の前半期）におのずから絞られてくるであろう。

なお後述のように、謙信の活躍後期から秀吉の活躍期前半頃に、袖を付けない陣羽織の形式ができ上がったと推測できるが、用途の特化によって胴服の袖の形も一つになっていったと考えられる。ここでいう用途の特化とは、野外において主に騎乗時に体温を保持のため小袖の上に着用する胴服から、戦場及びその前後の行軍や宿営において、具足（鎧）の上に風雨を防ぐために着用する陣羽織の分離である。これに伴い、袖の有無だけでなく、マチ・背割り（裾脇部分のスリットを含む）の有無や背面の裾上げの有無、及び生地を選択などに、それぞれの特徴が現れるようになる。

胴服（どうぶく）が、小袖を流用することから発生し（註5）、その着装法から羽織（はおり）とも呼ばれるようになり、やがて鎧と共に着用することに特化した陣羽織と、小袖の上に着用する胴服（羽織）とに分化し、ついには後者を羽織とのみ呼ぶようになったことを配慮すると、陣羽織と胴服（羽織）は必然的に異なる部分があったと考えられる（註6）。

(4) について同様に類品を観察すると、小袖から変化したばかりの謙信の胴服においては、襟の表地、裏地が、それぞれ身頃の表地、裏地の共裂であるものと別裂であるものが見られ、折り跡の痕跡などから、襟は小袖同様内側に折って着用するものが半数以上を占め、その他のものは襟を立てて着用したと考えられる。

すべて衽を持たない形式になっている秀吉所用の胴服では、2点が襟の表地と裏地にそれぞれ身頃の表地と裏地の共裂を配し、これらのうち1点は、襟を内側に折ったと考えられるが、他の1点は襟を立てて着用した可能性が高い。その他、襟に別裂を配した1点と、襟の両面に表地の共裂を用いるものは、いずれも襟を外側に折って着用されたと考えられる。一方、家康所用の遺品では、2点のみ襟の表地と裏地にそれぞれ身頃の表地と裏地の共裂を配するものがあるが、襟の裏地にも身頃の表地の共裂を用いるものや、襟の表裏に身頃と別裂を用いたものが多く、襟を立てて着用することもあったが、多くは襟を外側に折って着用したと推測される。

以上のことから、胴服や陣羽織における襟の折り方は、小袖のように内側に折る形式から、立てて使う形式を経て、江戸時代以降の羽織の着装形式同様、外側に折る形式へと変化したと推測される。従って、純粋な胴服であればそうした流れの中で制作年代を把握すべきであろうが、本作品は羽織形を取りながらも、これとは用途が異なり、身頃や袖同様、首の防御のために襟にも小札を縫いつける必要性があったが、小札を縫い付けた後の襟の重量などから、これを立てて着用することは困難であるため、襟は表側に向けて倒さざるを得なかったと考えられる。

(2) の後身丈が前身丈に比べて短い点については、この作品の用途と深くかかわっていると考えられる。類似の形状をなすものとしては、直江兼次所用の浅葱花葉模椋子胴服、ともに豊臣秀吉所用の黄紗綾地桐紋付胴服・紺平絹地

小紋染胴服（片倉小十郎へ下賜）などがこれに類似するが、このような仕立ては、背割り同様、実際に騎馬等の際の実用性を高めようとして生み出されたと考えられる。

謙信の時代に、帯を締めた小袖の上に着用する外衣として、小袖を流用した胴服が生まれたとき、新たに加えられた工夫は、背縫いの下方をほどいて背割りを作ることであった。これは乗馬のためには必須であり、胴服の初期形式と考えられる謙信所用のすべての胴服（註 7）に背割りが見られるのはそのためである。

謙信所用の胴服は、大部分が胴服としては初期的な形式に属し、後世のものに較べて相対的に丈が長いこと、背割りが施されることになったと考えられるが、やがて胴服の使用頻度が多くなり、日常的な騎乗の便を助けるために新たに考案されたのが、小袖の裾を上折りあげて、後身頃の丈を短く仕立てるということであった。

こうして「どうぶく」が騎乗及び野外活動用の外衣という用途から、結果として外見上「胴部を覆う外衣」となったことから、江戸時代には「どうぶく」は「胴服」という表記に落ち着く。ただそれ以前、桃山時代から江戸時代初期にかけての文献では、上記の用途で用いられていた衣服が「どうぶく」と呼ばれていたことは間違いないまでも、その表記はまちまちで、最も多く用いられた「道服」のほか、『信長公記』（太田牛一著・慶長 5 年 < 1600 > 頃）巻十四では「道複」、『太閤記』（小瀬甫庵著・寛永 2 年 < 1625 >）巻十八では「筒服」などの、明らかに音に対する当て字と思われるいくつかの表記が見られる。表記はともあれ、桃山時代に「どうぶく」と呼ばれる衣服があり、主に外出時や騎乗時に、小袖と袴を付けた上にコートのように重ね着したことは、ポルトガル宣教師の報告を含む当時の文献に記された胴服の使用の様子からも明らかである。

しかし「どうぶく」の別称として用いられ始め、やがてこれに取って代わる「はおり」とい

う言葉にも、江戸時代以降一般的になる「羽織」という表記が普及するまでは、胴服と同じくいくつかの表記が用いられていた。その中で、桃山時代の文献に「端折り」という表記が見られるのは、「どうぶく」と同義の「はおり」という言葉の起源が、小袖、及びこれから派生した初期の胴服の端を折り込んで丈を短くしたことに由来するものと考えられる。

騎乗する際に着用する衣服に求められる最も重要なことは、衣服の下端（裾）が鞍の後輪（しずわ）（註 8）や座面と人の臀部の間に入り込まないことである（註 9）。これらの部分が裾が挟み込まれると、腰を鞍上で前後に動かすことができず、常足（なみあし）や速足（はやあし）から駆け足（かけあし）に移行ができないからである。これを防ぐためには、背面の裾が、後輪の上端よりも高い位置にあるか、または、裾が座面の高さに至る場合には、裾が台形状に開いて後輪を外側から覆うことができる必要がある。このために胴服に付けられるようになったのが左右の裾マチである。

(5) の袖下から裾にマチが設けられていることについても、後身丈が前身丈よりも短い仕立てになっている胴服（片倉小十郎重長所用小紋染胴服・伊達政宗所用黒羅背板地陣羽織など）にしばしば見られる特徴である。左右裾の脇部分にマチを施すことによって、胴服の裾が台形に広がり、鞍の後輪を胴服が外側から余裕をもって包むことになり、騎乗者が腰を前後に動かしても、鞍は常に胴服の内側にあることになり、後輪と臀部で胴服の裾を挟み込むことはない。

騎乗時における鞍と胴服の関係性において前述の問題を解消するためには、後身頃の丈を短くすること及びマチを設けることのほかに、背割りを施すことも有効である。秀吉の胴服では背割りを施したものには、短い後身頃とマチは見られない。一方背割りのないものにはこれらが施されている。

これに対し、家康の胴服では、背割りのあるものは一点だけで、他はこれが施されていない。

また注目すべきは、背割りのないものにおいても、後身頃と前身頃の丈は同寸であり、マチも設けられていない。その理由として考えられるのは、現存する家康の胴服の多くが、戦乱が終息する頃以降に制作された可能性が高いということである。鷹狩など実際に野外騎乗する機会は皆無ではなかったと思われるが、それでも乗馬のためだけの実用的な仕立ては不要と考えられたのではないか。これとは逆に、秀吉の在世中はいまだ戦乱期にあったため、前述のような状況になったと考えられる。

以上のことから、胴服においては、背割りのあるものから始まって、短い後身頃とマチを持つものがこれに加わり、やがてこのいずれをも持たないものへと変遷していったことがわかる。江戸時代になって太平の世となると、騎馬の機会も特別な時に限られ、戦乱期のような用途を持った胴服は不要となった。これに代わって、この時代には、胴服から派生した羽織が、徒歩による移動時や室内での儀式などで多く着られるようになった。その形は、家康所用の胴服の形式を受け継ぎつつも、着用時に手や腕の大きな動きを伴わず、袖は大きな可動域を必要としないため、袖口は小袖仕立てが一般的となった（註10）。

以上のことを勘案すると、本作品・紺木綿地革札付羽織は、形状の特徴から、秀吉所用の胴服が制作されていたのとはほぼ重なる時期に制作されたものと推測される。

(6)の胸に胸紐が付けられている点については、胴服・陣羽織ともに付いているものと付いていないものがあるが、陣羽織では羽織形、チョッキ形にかかわらず付いているものが圧倒的に多い。激しく体を動かす場合や、風や雨が吹き込み、着衣がはだけるのを防ぐためには、前身頃をとじ合わせる胸紐は必須であり、軍陣での使用が中心となる陣羽織においては胸紐は欠かせないものであったと考えられる。また胴服においてもその有効性は変わらないものの、陣羽織ほどには深刻な必要性がなかったため、胴

服にはこれが施されなかった場合もあったのであろう。江戸時代の羽織において、胸紐がむしろ装飾的な機能を重視したものになるのも、こうした延長線上にあると思われる。

胴服・羽織・陣羽織の関係について

以上述べたような、法量を含めた形状的な特徴から本作品を胴服と羽織の様式変遷の中に位置づけるために、ここで言葉としての「胴服（どうぶく）」と「羽織（はおり）」、「陣羽織（じんばおり）」が示す内容とそれぞれの歴史的変遷について確認しておきたい。

胴服（「どうぶく」または「どうふく」と読まれる）、は、大名や武将クラスの武士が、主に外出時や野外で騎乗する時などに小袖の上に羽織るコートのようなもので、もとは「道服」と表記され、上半身を覆うものであることから、後に「胴服」とも記されるようになった。これはまた「はおり」とも呼ばれ、江戸時代には「羽織」と表記されるようになったが（註11）、胴服と同義であった桃山時代の羽織と江戸時代の羽織には内容に微妙な違いがある。

主に乗馬を中心とする野外での活動の際に使用されたために、当初「道服」と表記され、また後に、体の上半身のみを覆う比較的丈の短い上着ゆえに「胴服」と表記されるようになったものが、「はおり」という言葉で置き換えられるようになった経緯については諸説ある（註12）。

しかしそれらの説はいずれも、江戸時代中期以降、羽織の形が固定し、「羽織」という表記が定着してから出た説である。これに対して桃山から江戸時代前期の文献にはすでに「端折」「羽折」などの表記が見られること、そして何よりも室町時代末期から桃山時代初期の胴服成立期の現存遺品に、江戸時代の羽織とは異なる形状のものがあることに注目しなければならない。

現存遺品で最も古い胴服は、上杉謙信所用とされるものであるが、その中には背縫い部分に

大きくスリットを入れただけで、衽や襟が通常の小袖とまったく同じように付けられたものが見られる。これは乗馬など野外に出る際に、こうしたものを通常の小袖袴姿の上に着用したことを示しており、スリットのないものを着用する場合には、馬にまたがった際には、馬の背と鞍の間に裾が挟まるのを避けるために、裾すなわち「衣服の端」を内側に折り込んで丈を短くして着用する必要があったと推測される。これが「端折る(はおる)」ということであり、そうした衣服を「端折(はおり)」と呼んだことは容易に想像される。やがて小袖の上に素早く着脱できるよう衽を取りはずし、騎乗の便を図って初めから丈を短く仕立てたものが現れたと推測される。

小袖の上に着用するだけならば、ここまで改変すれば十分であったと思われるが、これを、同じく野外で用いる具足の上に着用しようとするれば、籠手をはめた腕を通すためには袖口を大きく開ける必要があり、それゆえ陣羽織ではほとんどがこの形になったと考えられる。但し、胴服においてもこの便は捨てがたく、胴服においては小袖仕立ても残存したが、桃山時代には広袖仕立てが主流となった。なお、江戸時代の羽織の袖は基本的に小袖仕立てであるが、これは家康所用の胴服のほぼ半数が小袖仕立てであることの延長上にあり、平和な時代となって広袖である必然性がなくなるとともに、外衣的役割からすれば、袖口が小袖仕立てである方が用途に即すようになったからである(註13)。

さらに当世具足の上に着用する用途に特化した陣羽織(註14)にあっては、着用の際して具足の袖や仕付け袖(しつけそで)(註15)が引っ掛からないよう、袖を取り除く必要が生まれ、袖のない陣羽織が出現し、以後これが陣羽織の主流となった。

陣羽織において、そのほとんどが裾広がりに仕立てられ、かつ背割りを施されているのも、着用者の腰から大腿部を守る具足の草摺部分を緩やかに覆うことができるよう考慮してのこと

と推測される。

陣羽織は、戦国時代に大鎧などよりも軽装の当世具足が出現したのに伴って生まれ、桃山時代を経て江戸時代末期に至るまで、武士が常備しておくべきものとして、刀や具足とともに常に整えられていた。具足の上に羽織って防雨・防風・防寒のために着用した衣服であり、武将が甲冑を着用するとき、主に野外の陣中や馬上で使用された。

室町時代末期から桃山時代にかけての陣羽織は、実戦に使用される機会が多かったことから、実用第一の素材を用いたものが制作された。しかし同時に、戦場において部下に対して自己の健在を示す標識として、また主人に対しては自らの活躍をはっきりと認識させるため、視認性が高く、個人が特定できるような、派手な色や奇抜な模様を用いたものが多く制作された。

実用性に置き置く中で、西洋人との接触が生まれた桃山時代には、貿易によって海外からもたらされた様々な素材を用いて、斬新で華やかな意匠の陣羽織が多数制作された。生地は、主として中国から伝わった金襴や緞子などのいわゆる名物裂系の染織品と、南蛮船によってもたらされた羅紗・ピロード・綴織・更紗などのヨーロッパ及び東南アジアの染織品が主流となった。特に羊毛製品である羅紗は、実用性においても保温性に優れ、また装飾的な効果も大きかったことから、やがて陣羽織の主要素材として定着し、江戸時代になっても、オランダとの貿易を通じて輸入が続き、長く用いられた。

胴服も陣羽織同様、大名や武将クラスの武士が着用するものであったため、高価な素材を用い、手のかかる技法で華やかな模様を表したものが多く、陣羽織のように戦場周辺で使用されるものではないため、求められる機能が陣羽織とはかなり異なる。

本作品は、以上のように、形状等においては胴服に分類すべき特徴を示しているが、次項で述べる革製の札を全面に縫い付ける点では、胴服はもとより、陣羽織とも大きく異なる。

革製の小札について

筆者は、陣羽織の発生については、小袖の上に着用する胴服を具足の上に流用したことに始まると考えているが、この仮説に従えば、まずは背割りのある広袖付きの陣羽織が生まれ、やがて袖や裾が脱着できるもの（註16）を介して、背割りのある袖無し陣羽織が現われ、これが広まっていったと推測される。また桃山時代の陣羽織には、南蛮服の影響を受けたと思われる特異な形状の袖や襟を持つものも見られるが、これらにあっても、陣羽織に求められる前述の多面的な実用性はしっかりと維持されている。

前述の陣羽織の性格を本作品の上に重ね合わせるとき、本作品は桃山時代の陣羽織とは、かなり異なる性格持っていることがわかる。その最も典型的なものは、生地に紺木綿を使用している点と、羽織全体を革製の小札で覆っている点である。

初めに牛革または馬革製と考えられる小札に注目したい。前述のように小札は亀甲形（六角形）なすものと、亀甲形をほぼ半切したものとがあり、これが羽織の身頃と袖の表面、外側に折り返した襟の裏面に、紺木綿のz撚糸で縫いつけられている。六角形なすものは、一辺が約1センチ、辺から向かい合う辺までの長さは約2.0センチ、角から向かい合う角までの長さは約2.3センチで、厚みは約0.15～0.2センチ。穴は角から約0.3センチの所に穿たれている。

糸は、各札に6つずつ穿たれた穴の1つから、表地の（襟では裏の）木綿と麻地を貫き通したのち、再び表地（襟では裏地）に向かい、次の穴に通される。糸は一つの札の6カ所を縫い付けたのち次の札に移行するのではなく、糸を渡し易いところを適宜見つけながら、複数の札を同時に一つの糸で縫いつないでいる。しかも2つないし3つの穴を通したところで、糸を麻地の上で結ぶか、糸同志を交叉させるかして、札を生地にしっかりと固定しているように見える

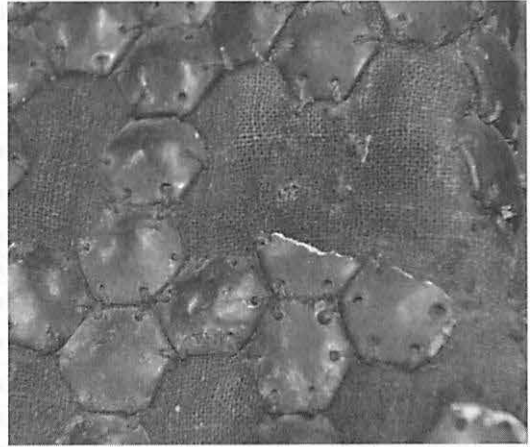


図12

（図4）。これは一つの小札が脱落したり、留め糸の一部が切れたりしても、小札が芽づる式に取れないように考慮してのことと考えられる。

革札には、現状ではほぼ完形を保つもののほか、破損したものもあり、更には欠失したものもあるが、更に意図をもって生地に小札を縫いつけていない部分もある（図1・2・12）。表1は、小札が羽織の各部にいくつどのように縫いつけられているかをカウントしたものであるが、表中「なし」とあるのは、あえて空白部分を作って模様を表わそうとして意図的に縫いつけていない小札の数を数えたものである。

あえて小札を縫いつけず、紺木綿の地色で表わされている模様は、左右の袖の前後に、12の小菱を内包する菱形、左右後身頃の腰付近に、格子を内包する3列の帯状の模様、左右前身頃の腰付近に、同じく格子を内包する2列の帯状の模様が見られる。また、表に返された左右の襟にも前身頃とほぼ同じ位置に同様の模様が表わされている（図1・2）。

これら模様を表している部分において、内側に細かく菱状、格子状に小札が縫い付けられているのは、刀による打撃を受けた際にこれらの部分でも十分に防御ができるよう配慮してのこ

表 2 胴服仕立て比較表

指定	作品名称	所蔵者	所用者	所用の伝来	裾の有無	小袖裾の有無	袖の仕立て	背割り・裾脇あけの有無
	紺木綿地草礼付羽織	個人蔵	不明		無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
	黒茶麻地顔付羽織	上杉神社	不明<上杉景勝(1555-1623)か>	上杉家伝来	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	黄緑緋地草花厨地紙襷模胴服	上杉神社	上杉謙信(1530-80)	上杉家伝来	有り	有り	小袖仕立て	背割り有り
重文	薄茶濃茶片身替竹雀模襷模胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	小袖仕立て	裾脇あけ有り
重文	紅平絹地胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	小袖仕立て	背割り有り
重文	紅緋緑地四持柳模襷模胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	白地桐模襷模胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	濃菖緑地竹雀紋付四持柳模襷模胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	白地裏菊模襷模胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	白地紗綾形雲模襷輪子胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	有り	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	金銀縹子雞合胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	無し	有り	小袖仕立て	裾脇あけ有り
重文	紺緋紗地胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	無し	有り	小袖仕立て	背割り無し
重文	白地雷文牡丹模襷輪子胴服	上杉神社	上杉謙信	上杉家伝来	無し	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	濃菖花葉模襷輪子胴服	上杉神社	直江兼次(1560-1619)	上杉家伝来	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	茶地小紋染草模胴服	上田市立博物館	織田信長(1534-82)	永禄 11 年(1568)、近江六角義賢の著作城攻めのときのめざましい働きぶりに感激した信長から松平信一拝領	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	黄地牡丹蓮草模襷模胴服	小野市歴史館	豊臣秀吉(1537-98)	豊臣秀吉から一柳直末(1553-90)が拝領	有り	有り	広袖仕立て	背割り有り
重文	染分練緋地胡矢掬模襷模胴服	京都国立博物館	豊臣秀吉	天正 18 年(1590)小田原合戦の時、南部信直が豊臣秀吉がより拝領	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	黄紗綾地胡紋付胴服	豊国神社	豊臣秀吉	片桐貞隆(1560-1627)が豊臣秀吉から拝領	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	紺平絹地小花模襷小紋染胴服	仙台市博物館	豊臣秀吉	慶長の始めころ、片倉十郎重長が伏見へ上り滞留していた際、秀吉から拝領	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	白練緋地二つ引き若松模襷模胴服	女子美術大学	豊臣秀吉	古田大膳大重直治が天正年間(1573-99)の戦功により、秀吉より拝領	無し	無し	広袖仕立て	背割り有り
重文	緋緋地山道草花四鳥模襷模胴服	吉川史料館	豊臣秀吉	天正 15 年(1587)九州征伐の功により、吉川広家(1554-1619)が秀吉から拝領	無し	無し	広袖仕立て	背割り有り
	黒羅紋背地胴服	仙台市博物館	伊達正宗(1567-1636)	伊達家伝来	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
	水滸菖緑緋地裏模襷三葉葵紋付胴服	東京国立博物館	徳川家康(1542-1616)	菅井源左衛門威忠<天正 18 年(1590)から家康に仕える>が家康より拝領	無し	無し	小袖仕立て	不明
重文	染分練緋地斜縹紋含露宮輪模襷模胴服	東京国立博物館	徳川家康	慶長 8 年(1603)、石見金山見立役の吉岡卓人が徳川家康から拝領	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	染分練緋地丁子模襷模胴服	清水寺	徳川家康	慶長 8 年(1603)、安原田兵衛、徳川家康より拝領	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	紫平絹地胡文散模襷葵紋付胴服	上野東照宮	徳川家康		無し	無し	広袖仕立て	背割り有り
重文	風地葵紋付小紋染胴服	日光東照宮	徳川家康	慶長 20 年(1615)の大坂夏の陣で近藤用尹が家康より拝領	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	萌黄地葵紋付小紋染胴服	江戸東京博物館	徳川家康	今村傳四郎正長(承応二年(1635)没)が、大坂夏の陣の武勲を賞せられ、元和元年(1615)徳川家康から拝領	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	紫練緋地黄散模襷葵紋付胴服	徳川美術館	徳川家康	尾張徳川家伝来	無し	無し	小袖仕立て	背割り無し
重文	白練緋地椿草花模襷模胴服	徳川博物館	徳川家康	駿府御分物	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	紫練緋地一つ引き模襷三つ盛葵紋付胴服	徳川博物館	徳川家康	駿府御分物	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	濃菖緑緋地二葉葵散模襷三つ盛葵紋付胴服	徳川博物館	徳川家康	駿府御分物	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	薄茶練緋地三つ盛葵紋付胴服	徳川博物館	徳川家康	駿府御分物	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	烏茶練緋地葵紋付胴服	徳川博物館	徳川家康	駿府御分物	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し
重文	紫羽二重地桐紋付胴服	徳川博物館	徳川家康	駿府御分物	無し	無し	広袖仕立て	背割り無し

新発見の「紺木綿地革札付羽織（こんもめんじかわざねつきはおり）」の制作年代と用途に関する一考察

襟表	襟裏	着用時の襟	マチの有無	前下り	胸紐の有無	身丈	袖丈	袖幅	後身幅	袖幅と身幅の比	桁	前身幅	襟幅
表地と共裂	裏地と共裂	襟を外へ折る	有り	無し	有り(表裂と共裂)	66.9	44.2	25	42	1.68	67	32.7	16.1
表地と共裂	なし	襟を立てる	有り	有り		85	54			1.47(目視による概数)	68		
表地と共裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	無し	117.3	46	20	34.5	1.7	54.5	35	11.5
表地と共裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	有り(丸打ち紐)	121.2	48.7	19	37.2	1.97	56.2	37.5	11.5
表地と共裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	無し	115	48	17	37.5	2.2	54.5		13.2
表地と共裂	別裂	襟を立てる・外へ折る・内へ折る	無し	無し	有り(平くけ)	111.5	49	21	32	1.52	53	28	7.7
別裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	有り(丸打ち紐)	122	48	19.5	37	1.89	56.5	36.2	11.2
別裂(二つ折り仕立て)	別裂(二つ折り)	襟を内へ折る・外へ折る	無し	無し	有り(平くけ)	123.5	51.5	19	39.5	2.07	58.5		8.7
別裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	無し	123	50	20.5	36	1.75	56.5	38	11.5
別裂(二つ折り仕立て)	別裂(二つ折り仕立て)	襟を外へ折る・内へ折る	無し	無し	有り(裏裂と共裂)	101.5	48.5	22	38	1.72	60	29.5	9.5
表地と共裂	裏地と共裂	襟を立てる	無し	無し	欠	125	51	24	35	1.46	59		8.2
表地と共裂	裏地と共裂	襟を立てる	無し	無し	欠	114.5	46.5	24.5	38.5	1.57	54.5	31	8
別裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	有り(別裂)	101.3	45.5	19	38.5	2.02	57.5	39.5	11
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	有り	有り	有り(別裂)	94	52	22	39	1.77	61	32	13.5
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	有り	有り	無し	96.5					70.5		
表地と共裂	裏地と共裂	襟を内へ折る	無し	無し	無し	112		21.4			58		
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	無し	無し	無し	117	55	21	38.4	1.66	59.4	36.1	12.5
別裂(二つ折り仕立て)	別裂(二つ折り仕立て)	襟を外へ折る	有り	有り	無し	93.5	48.5	21	35	1.67	56	26	16
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	有り	有り	無し	92	56.5	27.2	42.5	1.57	70.7	33.5	16.8
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	有り	有り	無し	115	45.6	37	38	1.02	75	26.5	16
表地と共裂	裏地と共裂	襟を立てる	無し	無し	有り(裏裂と共裂)	109.3	48	20	32	1.6	52	23.5	8
表地と共裂	欠失(裏地と共裂)	襟を外へ折る	有り	有り	有り	91	48(47)	29.2(29.3)	34.0(33.0)	1.16	63.2(32.3)		12
表地と共裂(二つ折り仕立て)	表地と共裂(二つ折り仕立て)	襟を立てる・外へ折る	無し	無し	有り(欠失)								
表地と共裂	裏地と共裂	襟を内へ折る・外へ折る	無し	無し	有り(表裂と共裂)	121	52	22	40.7	1.85	63	40	15
別裂	別裂	襟を外へ折る	無し	無し	有り(欠失)	120.5	51.5	20	37	1.85	57	37	14.5
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	無し	無し	無し	114	53	22.5	37	1.64	61	38.5	14.8
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	有り	有り	無し	97	51	30	42	1.4	72	33	17.5
表地と共裂	表地と共裂	襟を外へ折る	有り	有り	有り(表裂と共裂)	89	43	28.5	33.5	1.17	62	29	13
表地と共裂(二つ折り仕立て)	表地と共裂(二つ折り仕立て)	襟を外へ折る	無し	無し	無し	112	51.5	22	37.5	1.7	58	37.5	13
表地と共裂	裏地と共裂	襟を外へ折る	有り	無し	有り(裏裂と共裂)	116	50.5	25.1	38	1.51	62.5	38	13
別裂	別裂	襟を外へ折る	無し	無し	無し								
表地と共裂	表地と共裂	襟を内外へ折る	無し	無し	有り(表裂と共裂)								
別裂	別裂	襟を内外へ折る	無し	無し	有り(表裂と共裂)								
別裂	別裂	襟を外へ折る	無し	無し	無し								
表地	表地と共裂	襟を外へ折る	無し	無し	有り(表裂と共裂)								

とである。また、通常の羽織であれば背縫いに当たる部分、襟の首中央、袖付けに当たる部分には、小札半個分の幅で札を縫いつけず余白が設けられており、この部分で羽織を縦に折り、身幅の大きさに畳めるよう工夫されている。

革札は、銃弾に対する防御効果はなく、刀に対する防御の効果しか持たないことから、上段から振り下ろされることの多い刀に対し、この羽織では致命傷を受けやすい身頃、襟、袖の上部には小札を密に配し、その可能性が低い身頃、襟、袖の下部には小札のない部分で模様を表している。

現存する札は大小合わせて 4035 個、欠失したものを補うと、当初羽織に縫いつけられていた小札の数は 4167 個に及ぶ。羽織の現在の総重量は 600 グラム弱であり、革札の防御性能と重量から考えれば、鎧の上に着用するものではなく、鎧を着用していない状況において、通常の胴服（羽織）では対応できない不意の敵襲などに備えて、小袖の上に着用したのではないかと推定される。

【東照宮御實紀】附録巻十五の慶長二十年五月七日の記事に、「家康不着具足 七日の朝御鎧はめさず。すそぐりの袴に茶色の羽織を着給ふ。藤堂和泉守高虎参調して。何とて御具足をめし給はぬかと申せば。あの秀頼の若年ものを成敗するに。何とて具足の用あるものぞと上意なり。」<下線部筆者>とあり、大坂夏の陣の時、家康が、豊臣秀頼が相手なら具足をつける必要はないとして、羽織の下に小袖または具足下着と裾括りの袴を着用して出陣する様子が記されている。袴が括り袴である事からも戦場での出立と考えられるが、このような状況下でも鎧を付けず羽織だけを着ることがあったことが分かる。そしてこれよりも幾分防御の意識を強く持った場合には、その羽織を本作品のように小札を総身に縫い付けた羽織に代えて着用したことは、可能性として当然予測される。

前述の手の込んだ仕立てと、4000 枚にも及ぶ小札を縫い付ける手間、また折りたためるよ

う移動の際の利便性まで考慮されている点から、本作品は、戦が日常的であった時代に、甲冑を付けるような状況ではないが、不意の敵襲も予想されるような状況で使用されたと推測される。それゆえ、騎乗時の活動性をもたせるため、形状は胴服の中でも最も実用的な秀吉所用の胴服に近い形式が採用され、また陣羽織では不要な防御機能を加味することになったのであろう。

管見の限り類例が見られないことから、本作品は個人的な意図によって特別に発注され、制作されたものと思われる。

なお、麻地で仕立てられた胴服形の衣服の表面に鎖を縫い付けたものが、上杉謙信所用の胴服等とともに上杉神社に伝来している。裏地を付けないが、小袖仕立ての袖とマチをもち、外形が本作品に類似するばかりでなく、生地表面に鎖を縫い付けて防具とする点でも、革札を縫い付ける本作品と共通性が見られる。

襟のみで衽はなく、鎖は刀身の打撃を受け易い肩山周辺では隙間なく縫い付けられ、胸から裾に掛けては、重量を軽減するため格子状に縫い付けられている。身に着けた時の活動性を配慮したこのような工夫も、本作品と共通したものである。

この胴服形の衣服を、小袖の上に着用するものではなく具足の下に付ける鎖帷子とする見方があるが、そのような用途で使用される場合には、下着や具足の裏地との摩擦を考慮して、鎖を表地と裏地の間に挟みこむものが一般的である。肩部分の防御を補強するために具足の下に着用するマンチラにおいても、革や鎖などの防御材は表地と裏地の間に挟みこんで固定されている。また袖はほとんどが筒袖仕立てであり、具足下着でも鎖帷子でも袂を付けるものはほとんどない。

また法量は、身丈 85.0 センチ、衿 68.0 センチ、袖丈 54.0 センチであり、マチを備えた他の胴服と比較しても、また本作品とも、部分部分では近い値を示している（表 2）。袖幅と後身幅

の比率は、正確ではないが1対1.7ほどである。

このようなことから、上杉神社所蔵のこの胴服形の衣服が、本作品と類似した用途を持つものであった可能性を想定することができる。麻の単衣仕立てであることから、あるいは夏季に前記の状況で使用したものかも知れず、そのような用途をもった衣服が戦国の世に存在していた可能性を裏付けるものといえよう。

なお、明治34年8月に記された「謙信侯御召類長持入記」にはこの衣服の記載はない。

同じく上杉家に伝来してきた、上杉景勝所用(1556年～1623年)とされている鎧下着も同資料には記載されていないことから、この胴服形の衣服の着用者は明らかではないが、景勝以外は考えにくい。特に各部法量の傾向から、他のいくつかの胴服作品、及び本作品とおおむね重なる時期の作品と考えられる。

日本での木綿の普及と本作品の生地

本作品の特徴の一つとして、生地に木綿が用いられていることがあげられるが、それがこの作品の制作年代の推定と、使用者の階層を想定する際の判断要素ともなるため、ここでは日本における木綿の普及の歴史について述べておきたい。

木綿の種子が日本にもたらされた時期については、「類聚国史」(寛平4年<892>成立)や「日本後記」(承和7年<840年>成立)の記事から、延暦18年(799)に三河国に漂着したインド人が日本に初めて木綿を伝えたとする説があるが、この時期、木綿の栽培はうまくいかなかったと考えられている。鎌倉時代の公卿で歌人であった藤原家良(1192 - 1264)の歌に「しきしまややまとはあらぬから人のうゑてしわたのたねはたえにき」【新勅撰和歌六帖】(寛元二年<1244>6月頃成立)と見えるからである。

これに対して中国では、早くから綿の栽培が行われ、木綿布をつくることに成功しており、朝鮮半島でも16世紀には綿の栽培に成功して

いたと考えられている。室町時代、日本ではまだ綿の栽培は広まっていなかったため、木綿が糸や布の形で中国や朝鮮半島から輸入されていたらしい。応仁2年(1468)に輸入木綿をあつかう布座、小物座が専売権を争ったという記録が残っているとされるが、綿布の現存品は管見の限り見られない。ただ室町時代・16世紀の舞楽装束(註17)の胸紐に木綿の撚紐が用いられているほか、能装束には、中国製の黄緞と呼ばれる木綿と絹の交織織物(註18)が使用されており、これらが金襴や銀襴同様の扱いを受けていることから(註19)、当時における木綿の希少性が窺われる。

さらに室町時代末期から桃山時代にかけてのいわゆる戦国時代には、朝鮮半島から無地の綿布が輸入されるようになったと考えられている。木綿の繊維特性に基づく綿布の利便性が(註20)、実用を第一としたこの時代には大いに注目されたのであろう。

また16世紀後半は、日本にとって海外から様々なものが輸入された時代であった。特に南蛮貿易によって、中国だけでなくインドやインドネシアからも木綿の生地や染色製品がもたらされたが、豊臣秀吉所用の白木綿地桐紋付陣羽織は、インド産と推測される木綿のキルト地を用いて我が国において陣羽織に仕立てられたものである。同じくポルトガル人によってもたらされた羅紗や天鷲絨、ベルシャ絨毯裂が秀吉所用の陣羽織に用いられていることから、当時においては木綿もこれに近い価値観をもって見られていたことがわかる(註21)。

一方で、我が国で綿の栽培が実際に始まったのは、先行研究により16世紀に入ってからと考えられている。また文禄年間(1592～1596)頃には大量の木綿の種が大陸から輸入されていたともいわれ、当時すでに一定のレベルにあった国内の綿作技術と合わせて、麻に比べて肌触りがよく保温性が高い木綿の使用が、この頃から広がっていったと推測される。とはいえ、木綿は限られた一部上流武家階級の消費物であ

り、依然として庶民生活にまでは普及していなかったと推測される。

江戸時代に入り、寛永 5 年 (1628) には幕府が「百姓の衣服は布木綿に名主及び百姓の妻女は袖までそれ以上の贅沢は許さず」という触れを出す。木綿が庶民レベルまで普及し始めるのは、この時点を持たねばならなかったと思われる (註 22)。

この頃、木綿の輸入額も増加していることから、木綿がその特性によって需要を増やしたのと同時に、木綿が人々の身近なものとなり、これを求める人間が増えたことがわかる。

翻って桃山時代から江戸時代初期の服飾に立ち返ってみると、木綿地で仕立てられた衣服の現存遺品は皆無に等しいが、肌触りがよく耐久性にもすぐれている木綿を、戦国時代の武将たちは、戦着ほか様々な実用的用途に用いたと思われる。本稿で紹介する陣羽織は、そうした事例の一つといえよう。

木綿が桃山時代に陣羽織に使用されていた例としては、『太閤記』巻十八に「○竹中半兵衛尉 (中略) 戦場之出立は、静かなる馬に乗、虎御前と云刀元重を常の如くにさし、具足は馬皮のうらを表に用ゐ、つぶ漆にてあらあらとぬりたるを、あさ黄の木綿糸にておどし立、甲は一谷の立物打たるを猪首に着なし、餅の付たる青黄之木綿筒服を長々と打はをり、ゆらりゆらりと打見えしなり。」<下線部筆者>とあり、竹中半兵衛が、馬革に漆を塗布した小札を浅葱の木綿糸で威した具足を身に着け、その上に浅葱木綿の紋の付いた筒服を着ていたと述べているが、ここでは具足の上に着用していることから、「筒服」とあるのは、羽織形の陣羽織と推測される。

この記述からは、当時、木綿製の羽織形の陣羽織があったことに加えて、漆を塗布した革製の小札が存在したことがわかる。すなわち本作品「紺木綿地革札付羽織」が出現する基本的な要素は、この時期すべてそろっていたと言える。

さらにその形状が、前出『太閤記』巻十八に記されている竹中半兵衛の陣羽織と類似すること、そして前述の木綿の普及に関する歴史の変遷に照らし合わせると、本作品は、木綿がようやく武家階級の間に普及し始めた桃山時代の末期に制作され、上級武将に用いられたもの推測される。

制作年代と用途及び使用階層

ここでは、前項で判明したことを含みつつ、前記の仕立てと法量にかかわる本作品の特徴のうち、それぞれについて再度以下にまとめ、上記の推論をさらに検証することとする。

(1) 袖幅と身幅 (後身幅) の比が、約 1 対 1.68 であることについては、上杉謙信、豊臣秀吉、徳川家康所用とされる胴服の現存遺品におけるその比率と比較した。

謙信の時代には胴服の形式がまだ完成していなかったため、袖幅と身幅の比率も流動的であったが、これに続く豊臣秀吉所用の作品では、1 対 1.6 周辺の値となる。また家康所用の作品においては、その比率は平均すると、1 対 1.6 前後となる。

このことから、本作品での袖幅と身幅の比率は、秀吉の活躍期と家康の活躍期が重なる頃の胴服のそれに近いことがわかるが、こうしたことに鑑みれば、本胴服の制作年代は、袖幅と身幅の比からは、天正後期から慶長初期 (1583 年頃～1598 年頃) と推測される。

(3) 袖口が小袖仕立てになっている点については、小袖の流用から始まった胴服の歴史において、袖はまず小袖仕立てから始まり、謙信の時代に着用の実用性を求めて広袖仕立てが生まれ、秀吉の時代には広袖形式が普及しつつあるものの、小袖仕立ても行われ、家康時代に至って、胴服ではほとんどが広袖仕立てとなる。こうした袖口の形状の変遷に照らし合わせると、本作品の制作時期は、袖口が小袖仕立てである

ことから、秀吉活躍期で家康活躍期の前半期に重なる、天正後期から慶長初期（1583年頃～1598年頃）とするのが妥当だと思われる。

(4) 襟を表に反して着用する仕立てになっている点について、類品における事例を観察すると、小袖から変化したばかりの謙信所用の胴服においては、襟は小袖同様内側に折って着用するものが半数以上を占め、その他のものは襟を立てて着用したと考えられる。秀吉所用の胴服になると、襟は立てて着用されることもあったが、外側に折ることが多くなり、家康所用の胴服では、ほとんどが襟を外側に折って着用されたと推測される。

以上のことから、襟の折り方についていえば、そうした流れの中で秀吉の活躍末期以降の慶長期（1598～1614年頃）、主に家康の活躍期に本作の制作年代を置きたくなるが、本作品は通常の胴服と同様の形状を取りながらも、用途がこれとは異なる。襟に札を縫い付けたために、襟を表側に向けて倒さざるを得なかったとすれば、制作年代が少し遡る可能性もある。

(2) 後身丈が前身丈に比べて短い点と、(5) 袖下から裾にマチが設けられている点は、騎乗する際に着用する衣服に求められる重要な要件を満たすためであると考えられる。馬での駆け足に際して、衣服が鞍の後輪や座面と人の臀部の間に入り込んで走行を妨げないよう、これらは設けられている。

胴服の変遷においてこの両者を備えたものが多く見られるのは、秀吉所用の胴服であり、本作品も、上記2点の形態上の特徴からは、秀吉の活躍時期、すなわち天正後期から慶長初期（1583年頃～1598年頃）に属する可能性が高い。

(6) 前身頃に胸紐が付けられることについては、胴服・陣羽織ともに見られるが、陣羽織では付いているものが圧倒的に多いのに対し、胴服ではその頻度は陣羽織ほどではない。激しく

体を動かす場合や着衣が肌蹴るのを防ぐために、胸紐は必須であり、軍陣での使用が中心となる陣羽織においては欠かせないものであったが、本作品においても胸紐は同様の機能を担わされていると考えられる。従って、本作品はそうした実用性が強く求められた、戦乱期、天正後期から慶長期（1583年頃～1614年頃）に制作されたと推測される。

以上の諸特徴を重ね合わせて本作品の制作時期と用途、使用階層を考えると、制作年代は天正後期から慶長初期（1583年頃～1598年頃）、武将クラスの武士が具足を着用するほどでない状況で、不意打ちなどの場合に備えてこれを着用したものと結論付けられる。

前述の上杉神社伝来の鎖帷子の所用者は明らかでないが、マチの付けられた仕立てや、袖の形状から、謙信所用の胴服よりは幾分後時代が下がる景勝の時代の作品と推測され、本作品と近い時代の作である可能性もある。

こうした作品が存在することからも、本作品が上記時代に制作されたとすることができると考えられる。

なお、本作品の名称を「胴服」ではなく「羽織」としたのは、本作品がこのように、形状としては胴服であるが、機能性において陣羽織に近い性格を持つからである。

謝辞

作品の法量計測にあたり、博士前期過程被服学専攻所属の諸氏の協力を得ました。また、書き起こし図の作成には、同専攻の桜井彩氏、表1・小札集計表の作成には同じく石井あかね氏の協力を得ました。記して感謝申し上げます。

付記

本稿は、平成25年度科学研究費補助金（基盤研究C「近世呉服注文・制作に関する研究」

(2013 年～2015 年) の研究成果の一部である。

- 註 1 マンチラ(満智羅)は鎧の下に着用し、兜と具足(鎧)の隙間にあつて弱点となる首から肩にかけての部分を守る防具。オランダ語のマンテルに由来すると言う説もある。鎧下着やマンチラにおいて小札が表地と裏地の間に挟み込まれるのは、これが露出していると、その上に着用する鎧の裏地と擦れ合つて、着心地が悪くなるだけでなく、鎧の裏地に損傷を与えるからであり、この点は、小袖や羽織の下に着用する「鎖帷子」においても同様である。
- 註 2 鎧の上に着用する陣羽織にあつては、防御機能はすべて鎧に委ねられており、後述のように、陣羽織は戦場において別の機能を求めて使用されていた。
- 註 3 山辺知行・神谷栄子「日本伝統衣裳 第 1 巻 上杉家伝来衣裳」講談社、1969 年、神谷 栄子「片倉家並びに日光・東照宮伝来の小紋胴服二領について」『美術研究』第 303 号、東京国立文化財研究所、1976 年、河村まち子・栗原弘「片倉家伝来の小紋胴服について」『共立女子大学家政学部紀要』第 29 号、昭和 57 年、及び筆者等による実測に基づいて作成。
- 註 4 染分練緯地斜縞銀杏葉雪輪模様胴服(東京国立博物館蔵・重要文化財)は、現在の鉾山師に当たる役職にあつた吉岡隼人が、慶長 6 年(1601)、石見銀山、佐渡金山の採掘に功を立てたことにより下賜されたもので、その子孫である吉岡家に長らく伝えられていた。「吉岡家由緒書」(宝暦 5 年<1755>)では、「羽織」と記されている。染分練緯地丁子模様胴服(清水寺・重要文化財)は、慶長 8 年(1603)、家康より石見銀山の鉾山師安原伝兵衛に下賜されたもの。貞享

2 年(1685)に安原家から石見銀山代官を通じて、石見の清水寺に奉納され、以後同寺に伝来している。「徳川実記」(嘉永 2 年<1849>)のうち「東照宮御実記」巻 6 では、「羽織」と記されている。

- 註 5 拙著「東京国立博物館蔵・水浅葱練緯地葛模様三葉葵文付辻が花染胴服について」『MUSEUM』第 585、号東京国立博物館、2003 年。
- 註 6 胴服はしかし、その後江戸時代になって戦がなくなり、馬上での使用がほぼなくなると、現在羽織として我々が承知している形状と仕立て、素材に定着することとなった。
- 註 7 研究者によっては陣羽織とされているものもある。
- 註 8 鞍の座面最後部に立ち上がった滑り止めで、座面先端に設けられた前輪(まえわ)とともに騎乗時に座面で前後に動く人の騎座を安定させる役割を担う。
- 註 9 鞍の前輪も座面から立ち上がっているが、胴服も陣羽織も前身頃は左右がそれぞれ独立しており、着装時には左右身頃が自由に動くため、前身頃は前輪と人の腹部に挟まることはない。
- 註 10 ただし、大名火消の火事羽織は、十分な活動性を必要とするため、広袖に仕立てられている。
- 註 11 江戸時代における辞書的な資料においては、「胴服」という表記がほとんど用いられず、また「道服」と表記されるものも、武家が着るものというニュアンスをあまり強く含んでいない。桃山時代に武家が着用していた胴服に当たるものは、江戸時代には「道服(胴服)」呼ばれることは少なく、むしろ「羽織」と呼ばれることが多かったようである。
- 註 12 「はおり」の語源について、江戸時代後期の書「貞丈雑記」巻三に、「羽織と云は本は鳥の羽にて織たる故の名也とい

ふ人もあれ共心得がたし、鳥の羽にて織たる衣服の事舊記に見えず、小袖着たる上にはふりかける故の名なるべし、はふりと云は放の字也、はなつともよむ字也、上より帯せずはなち着にきる也、はふりと書てはおりと云事あふひと書てあをひと云に同じ例也、其詞に付て羽織と字を付けたるなるべし、羽織は近代の詞也、古は胴服と云し也」とあって、「はおり」が、これを小袖の上に放ちかけること（「はふり」）に由来すると言っている。これに類似する説としては、「はふり」を「羽振り」すなわち、羽織を着用する姿が蝶が羽を振るようであるためこの名があるとするものがある。

註 13 このことは、家康の胴服も江戸時代の羽織も背割りを設けないことと、同様の理由による。

註 14 胴服すなわち羽織が具足の上に着用する目的に特化したことで、単に「はおり」と呼ばれていたものから「具足ばおり」「押ばおり」などの言葉が生まれ、やがて「陣ばおり」という言葉が生まれた。「はおり」の表記に関しては、前述の通りであるが、桃山時代には「羽折」という表記も見られることから、江戸時代中期以降一般的になる「羽織」がこの表記からさらに変化したものである可能性もある。ただし、伊勢貞丈が疑念を呈しているように、羽織が羽を織り込んで作られていたことは考えられず、なぜ「織」の文字が用いられたのかは不明である。

註 15 袖と籠手を一体化させたもの。

註 16 南部家伝来の重要文化財・緋羅紗陣羽織は、袖の部分と裾の部分がボタンで脱着できるようにできている。実戦が日常的に行なわれた桃山時代には、この陣羽織のように状況に応じて形状を変えることができる高度の実用性をもったもの

も生まれた。

註 17 高野山天野社伝来・紫平絹地調模様半臂（室町時代・15世紀）。

註 18 黄緞は、経糸に絹糸、緯糸に木綿糸を用いた縹子組織の織物で、これに金糸や色糸の絵緯を織り入れて模様を表わす。中国・明時代にはかなり製織され、わが国にも舶載された。

註 19 重要文化財「紅地蜀江文黄緞狩衣」は、山形県・黒川能下座所蔵の能装束で、室町時代、16世紀の作とされている。室町時代の能装束は、足利將軍家や大名階層に支えられて芸能としての完成を見たが、その装束も当初はこれらの人々からの下賜や金子での援助によって制作されていた。その際、装束に用いられていた生地は、金襴や銀襴のほか、黄緞も見られる。

註 20 綿の良いところは、(1) 吸水性に富む、(2) 濡れると10～20%強度が増す、(3) アルカリや熱に強い、(4) 染色しやすい、(5) 弾力性、伸張性に富む、(6) 繊維断面が中空構造のため、軽く保温性に富み、ソフトな肌触りがあることなどである。

註 21 羅紗は保温性と希少性において、上流武家が着用する陣羽織の生地として桃山時代から用いられ始めたが、江戸時代に至っても羊毛を国産できなかったことから、その希少性により陣羽織の中心的素材とされた。これに対して木綿は、江戸時代に入って国産化が進み、希少性が低下したことから、江戸時代中期以降は、本来上流武家を着用者とする陣羽織には、ほとんど使用されなくなった。ただ通常の使用で実用性が求められる道中羽織や馬乗り羽織には用いられた。

註 22 知多木綿は、江戸時代初期の慶長年間（1596年～1615年）には江戸送りが始まっていたと伝えられている。